

港区たまち保育室

入園のしおり

(兼 重要事項説明書)

令和7年度



児童憲章(抜粋)

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境の中で育てられる。

児童福祉法(抜粋)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保育園とは

家庭でお子さまを保育できない時に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。生後3か月（産休明け保育を行っている園もあります）をすぎた翌月の1日から小学校就学までのお子さまをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人一人のお子さまの個性を大切にし、集団生活を通して心身ともに健全部で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

<保育所保育指針>

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。
(平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号 平成三十年四月一日から適用)

<全体的な計画>

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点でたてられた計画。

目次

1 保育園（保育室）の概要	P 3～5
2 嘴託医	P 5
3 開園日及び休園日	P 5
4 開園時間・保育時間	P 5～6
5 利用者負担金	P 7
6 利用の変更及び終了について	P 7
7 保育の提供にあたり	P 7～8
8 職員の資質の向上にむけて	P 8
9 保育業務支援システム「コドモン」について	P 9
10 個人情報保護に関する事項	P 9～10
11 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について	P 10
12 保育園での冷凍母乳の取扱いについて	P 11
13 性被害防止対策カメラについて	P 11
14 特別事業	P 11～12
15 臨時休園について	P 12
16 注意事項	P 12～13
17 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口	P 14～15
添付 登降園管理システムの利用方法	P 16
添付 QRコードによる登降園記録について	P 17
18 全体的な計画	P 18～19
19 保育園の主な行事	P 20
20 保育園の一日	P 21
21 持ち物	P 22～25
22 お散歩マップ	P 26
23 給食	P 27～29
24 健康管理	P 30～33
添付 登園届	P 34～35
添付 インフルエンザ感染時の登園基準について	P 36
添付 保育園での与薬について	P 37
25 利用者に対する保険・保障について	P 38
26 緊急時・非常災害対応	P 39～42
27 港区平和都市前言	

☆現在、港区が設置している保育施設には、次のものがあります

- | | |
|-----------|--|
| ○区立認可保育園 | 国が定めた設置基準を満たし、区長に認可された施設
●港区が設置・運営を行っている施設
●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設 |
| ○区立認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持った施設
●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設 |
| ○港区保育室 | 港区の独自設置のため、認可は受けませんが、入園の決定・保育料・保育内容は区立認可保育園と同様
●区が設置し運営を委託している施設 |

1 保育園の概要

港区たまち保育室

(開設日 平成 22 年 6 月 1 日)

住所 〒108-0023 港区芝浦 3 丁目 4-1 グランパークプラザ棟 2 階
TEL 03 (5484) 6088 FAX 03 (5484) 6089

○港区が独自に設置し、運営を委託している施設です。

<指定管理先・委託先>

株式会社小学館アカデミー

住所 〒101-0051 千代田区神田神保町 2-20

TEL 03(3515)6886 Fax 03(3515)6890

保育理念

『あったかい心をもつ子どもに育てる』

「あったかい心」とは…

愛情・信頼・認め合い・思いやりの気持ち、
その気持ちのこもった行動が素直に表現できることです。

保育方針

- ◇『思いやり』の気持ちを大切にします ◇『経験』『体験』を大切にします
- ◇『生きる力』を大切にします ◇一人ひとりの『得意』を大切にします
- ◇『主体性』を大切にします ◇『ことば』の美しさ、楽しさを大切にします
- ◇『好奇心』が伸びる環境を大切にします ◇『地域との関わり』を大切にします

保育目標



1 保育室の概要

(1) 入所児童定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員 計
組名	もも組	ばなな組	いちご組	みかん組	ぶどう組	めろん組	
児童定員	12名	20名	24名	20名	20名	20名	116名

(2) 職員の職種及び定数

園長	保育士 (副園長、主任含む)	看護師	保育員 (非常勤)	栄養士・調理員	事務
1名	20名以上	1名以上	3名以上	3名以上	1名

*港区の職員配置基準に基づいています。

<各職種の勤務体系>

園長 正規勤務時間 9時00分～18時00分

保育士 正規勤務時間 7時00分～20時30分

看護師 正規勤務時間 8時00分～18時15分

栄養士・調理員 正規勤務時間 8時00分～18時00分

事務 正規勤務時間 8時30分～17時30分

*ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(3) 施設・設備

<施設>

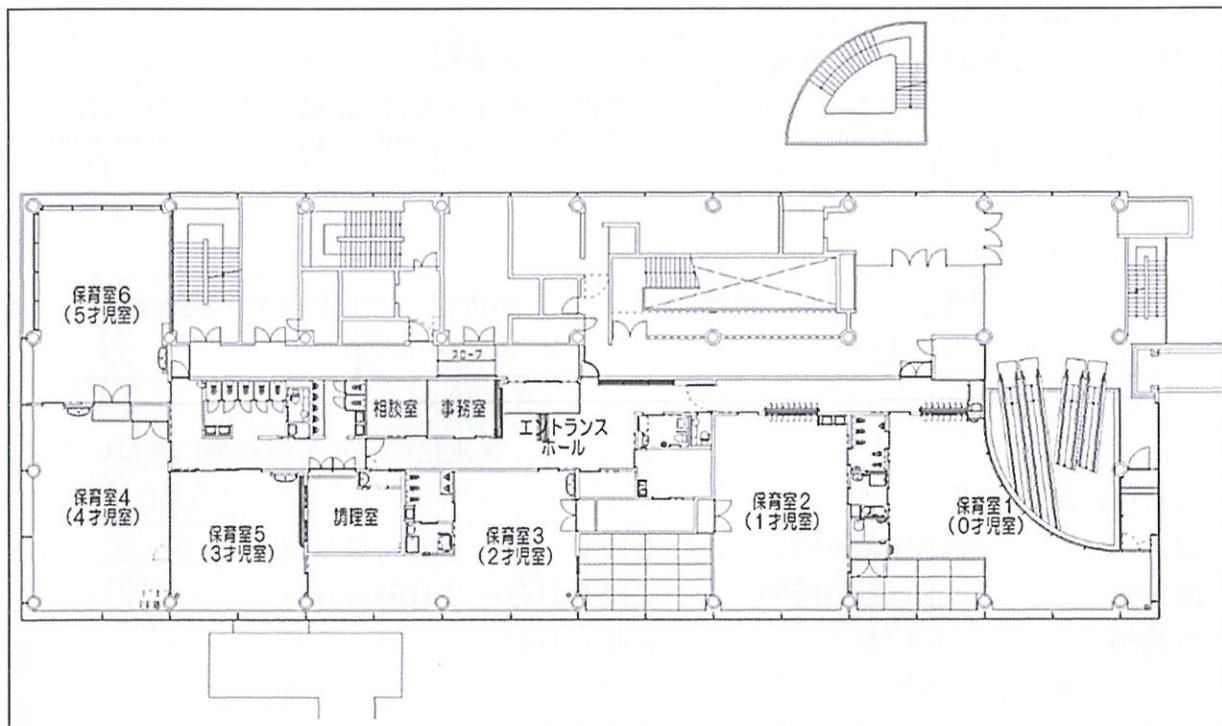
園舎	構造	延べ面積
プラザ棟2階	RC構造	794.23 m ²

<主な施設内容>

内容	部屋数	備考
保育室	6室	もも組（0歳児クラス） ばなな組（1歳児クラス） いちご組（2歳児クラス） みかん組（3歳児クラス） ぶどう組（4歳児クラス） めろん組（5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1室	3.4歳保育室
調理室	1室	調理員トイレを含む
トイレ	3室	0.1歳保育室間、2歳児保育室、幼児側
洗濯室	2室	0.1歳児保育室間、2歳児保育室
職員休養室	1室	休憩室
更衣室	2室	ロッカーリ
事務室	1室	事務

*保育室の広さ等は、国、都及び港区の基準に基づいています。

<園舎図>



2 嘴託医 <当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています>

(1) 内科医

医療機関の名称	港三田クリニック
医院長名	石井 靖久
所 在 地	港区芝5-1-13 MAビル三田Ⅱ 6階
電 話 番 号	03-3456-3391

(2) 歯科医

医療機関の名称	治田歯科医院
医院長名	治田 匡彦
所 在 地	港区浜松町2-5-4 秀和浜松町駅前ビル2階
電 話 番 号	03-3436-0521

3 開園日及び休園日

開園日 月曜日から土曜日

休園日 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

4 開園時間・保育時間

7時15分～20時15分（土曜日は18時15分）

(1) 保育標準時間で認められた保育時間（下記①・②の場合）

7時15分～18時15分までの間で、保育を必要とする時間です。

（就労証明書にて提出されている時間に通勤時間を加えた時間や、その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。）

なお、保護者がお休みの場合は基本保育時間（9時～17時）です。

(2) 保育短時間で認められた保育時間（下記③の場合）

9時～17時までの保育で最長8時間です。超過した場合には、別途延長保育料が必要です。



(3) 延長保育（保育標準時間認定の方が対象です。）

満1歳の誕生日を迎えたお子さま（完了食になってから）を対象として、保育標準時間認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

*実施日時 月曜日から金曜日まで 18時16分～20時15分

*補食・夕食の申し込みは当日 17時15分まで。（コドモンまたは電話での受付）

*1時間単位で別途料金がかかります。

*キャンセルの場合には当日 17時10分までに必ず連絡をしてください。

*交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

*延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方（父母のどちらか）にお願いします。（事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。）

*当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態（交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等）が起き、保護者以外の方になる時は、保育園に連絡をしてください。

「登降園管理システムの利用方法について」（P16参照）

(4) 土曜保育（7時15分～18時15分）

土曜日に保護者が就労で保育が難しい時は、園でお預かりします。恒常に土曜勤務の勤務形態で、すでに就労証明書を区へ提出している方以外は、基本、先に土曜就労証明書の提出が必要です。

(5) 慣れ保育について

入園直後の保育時間は、お子さまの負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

5 利用者負担金

- (1) 保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢により決定します。
給食費は、区立保育園及び港区保育室に通うお子さまについては無償です。
- (2) 延長保育料
保育料や支払方法については、別途各地区総合支所区民課よりお知らせします。

【港区たまち保育室の場合】

延長保育を利用した翌月中旬頃に、保育園より請求書を発行いたします。請求金額は同月 23 日(休日の場合は翌営業日)にご指定口座よりお引き落としいたします。
※延長保育料は、コドモンの打刻時間を基に算出します。

例) 4月 1 日～4月 30 日 延長保育利用分
→5月中旬 請求書発行、5月 23 日 口座から引き落とし

6 利用の変更及び終了について

(1) 変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいの地区的総合支所区民課へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。(各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。)

(2) 終了

当園は以下の時に保育の提供を終了いたします。保護者は退園届の提出が必要です。

- ①幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園する時。
(二重在籍はできません。)
- ②退職等により家庭で保育できるようになった時。
- ③区外に転出し、区内に勤務地がない時。
- ④3か月を超えて保育園を休む時。(ただし、在園児の病気やけがなど、又は弟や妹の出産を伴う休園をする時を除く。)
- ⑤月初から月末までに、保護者のどちらかが在園児の育児休業を再び取得する時。
※そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が起きた時は、すぐにお住まいの各地区総合支所へ連絡してください。

7 保育の提供にあたり

- ・保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。
(養護とは) 子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助けることです。
(教育とは) 知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味関心を引き出すことです。
- ・保育の提供については、保育所保育指針、全体的な計画(P18参照)をもとに、お子さまの発達を見通した長期的な指導計画(年間・月)と、より具体的なお子さまの日々の生活に即した短期的(週・日)な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施していきます。

- ・一人一人の違いを大切にし、お子さま自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、お子さまが主体的に活動できるようにします。
- ・一日の生活リズムや在園時間の異なるお子さまが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
- ・長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携を密に図っていきます。
- ・日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
- ・多様な文化や価値を背景にもつお子さま及び保護者が安心して園生活が送れるよう、それぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。
- ・乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点（健やかにのびのび育つ）、社会的発達に関する視点（身近な人と気持ちが通じ合う）、精神的発達に関する視点（身近なものと関わり感性が育つ）の3つの視点で保育を構成しています。
- ・幼児クラスでは「かけ橋期カリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、小学校へ円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の保育園や幼稚園・小学校と積極的に連携を図ります。
- ・保育園では、児童の安全確保のために「安全計画」を作成し、施設の設備等の安全点検や園外活動等を含む保育活動や取組等における職員や児童に対する指導、職員への各種訓練や研修等を行っています。

8 職員の資質の向上にむけて

- ・保育の計画(Plan)、実践(Do)、評価(Check)、改善(Action)というP D C Aによって、保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区の研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めています。
- ・保育園のすべての職員に対して、お子さまに対する不当な行為を禁止しています。国籍、信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛やお子さまの人格を辱めるなど不当な行為からお子さまを守り支えるために、「子どもの人権」の研修などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられており、港区子ども家庭総合支援センターと常に連携しています。

9 保育業務支援システム「コドモン」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質の向上のため、保育業務支援システム「コドモン」を使用しています。保育業務支援システム「コドモン」（以下「コドモン」という）は港区が株式会社コドモンと契約を行い運用しています。

保護者の方には「コドモン保護者アプリケーション」をダウンロードしていただき、株式会社「コドモン」の利用規約に同意の上、利用していただく必要があります。

保護者アプリの利用に際し、入力される個人情報等の情報やデータについては、株式会社コドモンが取得し、管理することになります。

保護者アプリを利用された情報等については、保育園と本システムを通してコミュニケーションをされたものに限り、保育園が本システムを通じて取得し管理します。

システムの利用にあたり、スマートフォン、パソコン等の通信料は自己負担となります。コドモン保護者アプリの操作方法やご要望等については、アプリ内「お問い合わせ」フォームよりお問合せください。連絡帳等の投稿コンテンツは、一定期間経過後に通知があった上で削除される場合もあります。

コドモンで使用する機能は「登降園管理」「お知らせ」「連絡帳（0.1.2歳児クラス）」「保護者連絡」「成長記録（身長・体重）」「写真共有・販売」です。

10 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「港区個人情報の保護に関する法律（保護法）」、「港区情報安全対策指針」及び「港区個人情報取扱指針」に基づき適切に管理します。

（1）保育園はお子さまの個人情報について、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上でお子さまの園生活において、名前や写真を必要に応じて利用します。具体的な使用は次のとおりです

- ① お子さま一人が使う場所や物
- ② 誕生児紹介・お子さまの作品
- ③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙など
- ④ 保育の記録
- ⑤ ドキュメンテーション

（2）休日保育、年末保育を利用する時、他の保育園へ転園する時及びお子さまの兄弟が別の施設に在籍する時などにおいて、他の施設や関係機関との間で必要な連絡調整や情報の提供を行います。

（3）保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について

保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就学小学校へ、お子さまの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付すること」と定められています。園は年長児（5歳児クラス）のお子さまについて「保育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。

- (4) 緊急時において、病院、港区子ども家庭総合支援センター、その他の機関に対して必要な情報提供を行います。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第15条に基づく調査を行う場合に、名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染症の発生した周辺状況の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し感染拡大の防止に役立てるものです。
- (6) 職員の守秘義務について
- 職員または職員であった者は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。在職の全職員については、年1回以上の研修を通して意識の強化を図っています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。
- (7) 保育園での写真等の撮影や情報管理について
- ① 保育園では、日常の保育を記録するために写真や動画を撮影しています。
 - ② 保育の記録は、日常の様子を紹介する以外に、研修、区が運営するホームページやSNS、広報誌等に利用する場合があります。利用にあたっては、個人が特定されないように十分に配慮し、適切に管理します。
 - ③ 保育参観・保育参加では、写真や動画撮影をお断りしています。お子さまとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いします。
 - ④ 運動会、生活発表会など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。
 - ⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。
 - ⑥ 園内及び園の行事などで撮影した写真や動画を、SNSなどで使用することはおやめください。個人情報を拡散して事件になった場合、「個人情報保護法違反」に問われる可能性があります。十分にご注意ください。
 - ⑦ 保育の記録写真は、年に数回程度コドモンで配信します。写真の配信でお子さま姿や園での様子を見ることができます。また、配信した写真をコドモンアプリ内で購入することもできます。
- 上段の⑥同様、親戚内及び他者とのデータの管理ややり取りについても、十分に注意してください。
- (8) 保有個人情報開示等請求制度について
- 「個人情報の保護に関する法律（保護法）」に基づく保有個人情報開示等請求制度で、区民等の皆さんには、港区が保有する自己の個人情報の開示、訂正、削除や利用停止を請求することができます。
- 開示を請求する場合の窓口は、在籍する保育園がある総合支所の所管課となります。

1.1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について

保育園では、保育士などが睡眠中のお子さまの姿勢や顔色、呼吸状態の観察を行い、異常の早期発見に努めています。併せて、0歳児クラスでは、乳幼児体動センサー「シェスタベベ」を活用しています。



1.2 保育園での冷凍母乳の取扱いについて

1歳の誕生日前日までのお子さままで、母乳育児を希望する時は、直接授乳の推奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望する時は、安全に提供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取りと預かりの手順、きまりを伝えます。

冷凍母乳は、適切な衛生管理のもと細心の注意を払って取り扱います。しかし、母乳は血液と同じ体液であり、「違う子どもに冷凍母乳を授乳する」などの誤授乳が起こった時は、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった時は、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

1.3 性被害防止対策カメラについて

区立保育園等におけるお子さまの性被害を防止するための対策として、記録カメラを設置・運用しています。性被害が疑われた場合や警察等から照合があった場合のみ、内容を確認します。

1.4 特別事業

(1) 保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験していただきます。お子さまが日常的に過ごしている保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園と一緒に子育てをしていきます。

(保育参加・保育参観・運動会・生活発表会・ふれあい遊びなど)

(2) 障害児保育

心身に障害を有するお子さまや特別な支援が必要なお子さまの健やかな発達を促すことを目的とした保育をします。

また、心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、保育のアドバイスをしています。

(3) 保護者向けカウンセリング

保育園カウンセラーが保護者の相談に応じます。家族の問題、子育てに関する相談を受けることで、育児を支援します。日程は、年度初めに掲示等でお知らせします。

(4) 病児・病後児保育

①病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などで集団保育が難しい期間、港区病児保育室・病後児保育室にてお預かりします。

②訪問型病児・病後児保育 利用助成制度

在園児が病気のために登園が難しい時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用にかかる費用の一部を助成する制度があります。

(5) 休日保育

休日に保護者が就労などの理由で保育が難しい時は、下記の指定園にて保育します。保育が必要な方は、利用希望日の前月の1日から9日前までに実施園へ電話で予約し、申し込んでください。

(実施園) ①神明保育園 5733-6822 ②たかはま保育園 5781-0255

③しばうら保育園 5232-1130 ④東麻布保育園 3584-3811

⑤芝浦アイランドこども園 5443-7337

⑥元麻布保育園 5422-7338 ⑦神応保育園 5422-6363

(申込み) 必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事項を記載の上、当園に提出してください。また、電子申請も可能です。

(6) 年末保育

年末（12月29日、30日）に保護者が就労で保育が難しい時は、区立保育園の拠点園で一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法は、毎年11月上旬に別途お知らせします。

(7) 地域子育て支援

①保育園であそぼう

家庭で子育てをしている親子を対象に、園児や職員と一緒に遊ぶ場の提供や、給食試食会、子育て相談などをしています。（各園のホームページなどでお知らせしています。）

②子育て相談電話

家庭で子育てをしている方からの相談に電話でお応えしています。

(8) 実習生などの受入れ

保育園では、保育士などの人材育成のため、実習生の受入れを行っています。また、次世代育成支援の観点から、小中高校生の保育体験、ふれあい交流なども積極的に受け入れています。

15 臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。

※詳細は、（別紙）「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後3時までに決定し、保育園から『緊急配信メール配信システム』で知らせします。

16 注意事項

- * 保育園には毎朝9時30分までに登園しましょう。また体調不良や都合で休む時、登園が遅れる時も9時00分までに連絡をしてください。連絡がない時は、所在確認のため園から電話をします。
(生活リズムの確立と園生活での遊びの時間の保障、給食の人数の確定などのため)
- * 登園・降園の時には、保育士とお子さまの様子や連絡事項を伝え合ってください。また、登降園管理システムで登降園時間の記録をしてください。
- * お子さまのがや熱が出た時などは「勤務状況届及び園児引取り者名簿」を基に、保護者へ電話をします。急な迎えが必要な場合を考え、普段からどうするかを確かめておきましょう。
- * 感染症に罹患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防ぐため、区の定めた基準に従った上で登園してください。
入園のしおり(P36)を参照に医師の指示を聞いてください。また保育園には、必ず連絡をしてください。
- * 緊急メール配信サービスやコドモンで配信されるお知らせや園内の掲示物は必ず確認してください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。
- * 保護者以外が迎えの時にはあらかじめ連絡の必要があります。また、コドモンの入力と違う方のお迎えの場合など、安全確保のため、連絡のない時には確認の電話をします。
- * 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、乗降時もお子さまの安全に気を付けてください。通行の妨げや安全面の問題から路上駐車や乗降、タクシーを待たせる等の行為はしないでください。
- * 交通安全については、十分ご注意ください。
- * 自転車で送迎する時には次のルール・マナーを守って使用してください。
 - ① ヘルメットを被る。
 - ② 幼児座席を取り付け、お子さまの足が巻き込まれないようにする。
 - ③ 自転車にお子さまを乗せたまま離れないようにする。
 - ④ 自転車を停める時は、置いてよい場所か確かめ、周囲に十分注意する。
 - ⑤ グランパーク敷地内は、自転車から降り、押して利用する。

(自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる時があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より)
- * 登降園にお子さまが、キックボードや子ども用自転車、三輪車等を利用する時は、通行の妨げや安全面の問題から行わないでください。
- * 園内のバギー置き場は場所が限られています。たくさんの方が使いやすいように、バギーは、たたんで利用してください。
- * 園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。
- * 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、活動はしないでください。

17 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

保育園以外にも、保育園や子育てに関する相談ができる窓口があります。困っていることがありますたら、以下の相談窓口にお問合せください。

保育園の運営や建物管理に関すること	園内相談窓口 園長 松本 玲子 園内相談解決責任者 園長 松本 玲子 ●保育園を所管している 各総合支所管理課施設運営担当 (芝 3578-3135) (麻布 5114-8811) (赤坂 5413-7014) (高輪 5421-7067) (芝浦港南 6400-0033) ●委託事業者相談窓口 株式会社小学館アカデミー運営事務局 TEL 03-3515-6886 ●保育課運営支援係 TEL 03-3578-2848
不適切な保育が疑われる時	●有限会社 子ども総合研究所  ●子ども政策課子ども施設指導係 TEL 03-3578-2852
保育園の入園や認定等に関すること	●お住まいの住所地を管轄している、各総合支所 区民課保健福祉係 (芝 3578-3161) (麻布 5114-8822) (赤坂 5413-7276) (高輪 5421-7085) (芝浦港南 6400-0022) ●保育課保育支援係 TEL 03-3578-2441
子育てに対する不安や悩みに関すること	●港区立子ども家庭支援センター TEL 03-5962-7215 (港区子ども家庭相談ダイヤル) TEL 03-5962-7202 (心理士・保健師の専門相談) ●港区児童相談所 TEL 03-5962-6500 ●港区立児童発達支援センター ぱお TEL 03-6277-3106 ●港区みなど保健所地域保健係 TEL 03-6400-0084
児童虐待に関する相談	●港区児童相談所 TEL 0120-483-710 (港区児童虐待相談ダイヤル)

就学に関する手続き	●学務課学事係 TEL 03-3578-2726～2729
特別支援に関する相談 (就学相談)	●教育人事企画課特別支援教育担当 TEL 03-5422-1543
その他	●第三者委員 保育サービスの内容を見直し、保育サービスの質の維持・向上を図るために第三者評価制度を定期的に受け、結果を公表しています。
受付方法	① 受付窓口への直接のお申し出 ② 電話での申し出 ③ ご意見BOX・広聴はがき (園内設置・匿名可) ④ 広聴メール (港区ホームページから入れます)

登降園管理システムの利用方法

区立認可保育園では、登降園管理システムを用いたQRコードの読み取りにより、登降園管理を実施します。また、延長保育利用料金につきましても、同様となります。下記のとおりの利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 延長保育利用対象者および利用料金

延長保育利用者	ワンモア、スタート利用者	遅延者等
午後6時16分～ <ul style="list-style-type: none">・ 仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方・ 1時間0円、200円400円です。(階層によって異なります。)	午後7時16分～ <ul style="list-style-type: none">・ 仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方・ 1時間200円、400円、600円です。(階層によって異なります。)	<ul style="list-style-type: none">・ 延長保育の利用申込をしないでお迎えが午後6時15分を過ぎた方・ 短時間認定の方で午前9時から午後5時以外の時間に保育を実施した場合※・ 1時間0円、200円400円です。(階層によって異なります。)・ 午後7時16分以降は2時間延長保育利用者の金額設定と同じになります。

※保育園の行事の都合で短時間認定の方が午前9時前に登園する場合は、延長保育料は発生しません。

2 事前準備

延長保育の利用の有無に関わらず、お子さまを送迎される保護者の方には、ご自身のスマートホンにコドモン保護者アプリをダウンロードしていただきます。保育園からお子さんのIDとパスワードをお渡しします(兄弟姉妹がいる場合はお子さんごとにお渡します)。毎日の登降園時間は、QRコードの読み取りが打刻となりますので、必ず携帯していただくようお願いいたします。

3 QRコードの利用

- ① 登降園時に、コドモン保護者アプリから「登降園打刻QRコード」を表示し、保育園に設置されているQRコードリーダにかざしてください。兄弟姉妹が同じ保育園に通園している場合は、QRコードをかざすとQRコードリーダ画面にそれぞれのお名前が表示されますので、対象のお子さんのお名前をタップし、登録してください。
- ② ①のデータを基に毎月月末に利用料金を集計します。(ご希望の方には、延長利用料金の確認資料として納付証明書をお渡しいたします。)

※延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方(父母のどちらか)にお願いいたします。(事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。)尚、当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態(交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等)が起き、保護者以外の方になる場合は保育園にご連絡ください。

※交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

QRコードによる登降園記録について

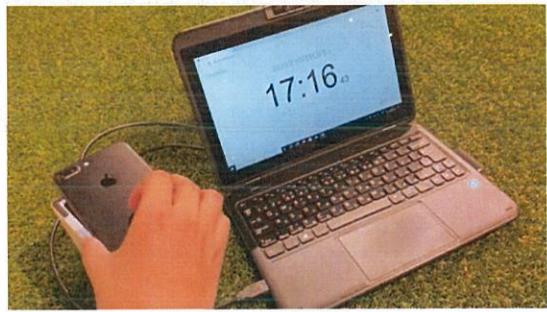
当園では、園児の送迎に際し、セキュリティーの向上と事務作業の省力化を図るためQRコードによる登降園管理システムを導入しています。

登降園時には予めコドモン保護者アプリをダウンロードし、アカウント登録をしたスマートフォンをお持ちください。



QRコード打刻

登園/降園時に、打刻用端末にQRコードをかざしてください。



保護者アプリを開き、スマートフォンの画面にQRコードを表示します。

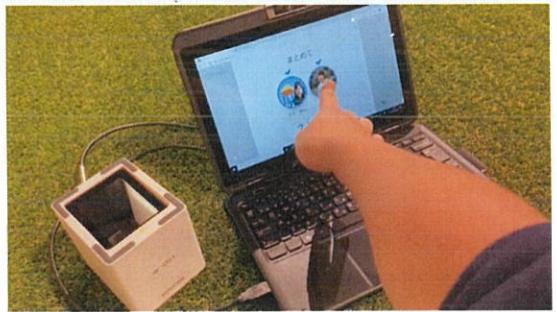
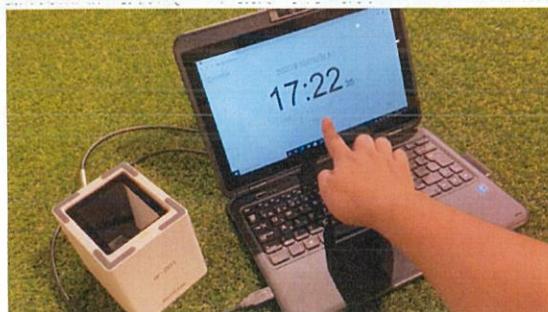
登降園入退室時にリーダーにかざします。兄弟姉妹がいない場合は、これで打刻完了です。



兄弟姉妹がいる場合は、QRコードをかざすと、ひもづけされた兄弟姉妹全員の名前が表示されます。欠席のお子さまがいたらタップして、チェックをはずし「1人打刻」をタップすると打刻が完了します。

タッチ打刻

画面下部の「手動で打刻」をタップします。



クラスと園児の名前を選びます。次に入室・退室のいずれかを選択して「打刻する」をタップします。これで打刻が完了します。

兄弟姉妹がいる場合は、QRコード打刻と同様に操作します。

[港区たまち保育室 楽習保育®全体的な計画]

保育理念 (事業運営方針)		あつたかい心をもつ子どもに育てる															
基本方針		・「思いやり」の気持ちを大切にします ・「好奇心」が伸びる環境を大切にします			・「生きる力」を大切にします ・一人ひとりの「得意」を大切にします		・「主体性」を大切にします ・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします		・「経験」「体験」を大切にします ・「地域との関わり」を大切にします								
保育目標		◎こころ:認め合う子ども、チャレンジする子ども			◎あたま:興味を表現する子ども、発見を大切にする子ども		◎からだ:楽しくよく食べる子ども、からだじゅうあそぶ子ども										
援助の原則		・3つのH 「ほめる」「はげます」「(視野を)ひろげる」															
社会的責任									苦情処理・解決								
<p>○児童福祉施設として、子育て家庭や地域に対し、保育園の役割を確実に果たす ○保育園職員は、子どもの人権を守るために法、制度を理解認識し、日々の保育運営を進める（人権尊重） ○運営事業者と保育園は、保護者や地域社会と連携や交流を図り、風通しの良い、見える運営を行う（説明責任） ○（児童福祉法第18条の22）保育にあたり知り得た子どもや保護者に関する情報は、正当な理由なく漏らしてはならない</p>									○苦情解決責任者（園内・園長、事業者・部門責任者、第三者委員会）は、書面における処理・解決体制を整備すると共に、その解決を図るよう努め、職員全体で共通理解を図る ○職員は守秘義務に努める（情報保護）								
発達過程																	
<p>・個々の子どもの状況、成長段階を踏まえ、「あそび・せいいかつ」から「まなび」へにつながる体験を大切にしながら、養護と教育が一体となった保育を展開する ・子どもたち一人ひとりが自発的・能動的に活動していくよう保育環境、方法を具体化する（楽習保育®レシピ等）</p>																	
保育年齢目標ごとに達成ねねるいための	O歳児	【養護】一人ひとりの生活リズムを大切にし、生理的欲求、依存的欲求を満たし、安定した生活ができるようにする 【教育】受容的、応答的な関わりの中で、愛情や信頼感が持てる			3歳児		【養護】基本的生活習慣を身につけ、自らの思いを言葉や行動で表現できるようにする 【教育】基本的な運動機能の向上を図ると共に、さまざまな素材や事物に触れ、想像する力を養う										
	1歳児	【養護】安心できる保育者との関係の下、伸び伸びと生活し、自分で「しようとする」気持ちの芽生えを育む 【教育】身近な環境に親しみ、触れ合う中で様々なものに興味関心を持ち、言語で表現しようと/or			4歳児		【養護】熱中できる活動を多く経験する中で、自信を持って、意欲的に行動できるようにする 【教育】保育者や友だとの生活や遊びの中で、関係を深め、集団行動ができるようになる										
	2歳児	【養護】生活に必要な習慣を身につけ、心身ともに快適な生活を送れるようにする 【教育】感じたことや考えたことを自分で表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養う			5歳児		【養護】健康や安全など日常の生活中に必要な決まりがわかり、自主的にできるようにする 【教育】集団での生活や遊びを通して、目標に向かって活動する楽しさ、その後の達成感や充実感を味わうことでの協調の態度を身につける										
保育の目標(内容)																	
※楽習保育®3つの柱 【C】コミュニケーションあそび(きく・はなす・よむ準備・かく準備) 【R】リズミックあそび・うんどうあそび(音楽・運動) 【N】ネイチャーあそび(みつける・かんじる・そだてる・つくる・かず・かた)																	
		乳児	1歳以上～3歳未満児			3歳以上児			幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿								
		(0歳児)	(1歳児)	(2歳児)	(3歳児)	(4歳児)	(5歳児)										
養護	生命の保持	○人への基本的信頼感が芽生えるようにする ○一人ひとりの生活リズムが整うように配慮する	○保育者との信頼関係がさらに深くなり、愛着関係が育まれるように接する	○自分が育つような関わりを持つようにする ○気候や季節に応じた休憩管理をする	○基本的な生活習慣を身につけるようにする ○運動機能が高まるようにする	○自らの体調の変化に気づけるよう健康管理を図る ○運動量を増やし、活発に活動できる環境をつくり	○自ら健康で安全な生活をつくるよう健康管理を図る ○運動量を増やすことで、自らの意欲を高めるように働きかける		・健康な心と体								
		○個々に排泄や食事、睡眠などの生理的欲求を満たしてもらい、気持ちよく過ごす	○一人ひとりの生理的欲求や甘えなどの依存的欲求を満たし、安心して過ごせるようにする	○自分の気持ちを相手に伝えたいために、相手の気持ちに気付けるよう仲立ちしていく	○生活の流れに見通しを持つこと、排泄や食事、着替えなどを主導的に行う姿を認めていく	○排泄の後の後始末を自分で丁寧に行えるよう、大切さを知れたり、援助していく	○基本的な生活習慣(身支度や排泄の後始末などが自分立て、自信を持って一人で行なえるよう働きかける										
	情緒の安定	○1対1の関わりの中で要求を受けても、安心感を持って過ごせるようにする ○応答的な触れ合いや言葉掛けを大切にする	○スキニシップにより、保育者との関わりの心地よさ、楽しさを味わい、安心感を持って過ごせるようにする	○子どもの気持ちを受容し、共感しながら継続的な信頼関係を築いていく	○自我を大切にし、一人ひとりが多様な経験を通じて、自分の自信を持てる(自己肯定感)ようにする	○多様な経験を通じて、自分の自信を持てる(自己肯定感)ようにする	○生活リズムや体力に応じた活動内容の調和と図り、休息がとれるようにする ○時間や一日の生活の流れに見通しを持った生活ができるようにする	・健康な心と体									
		○一人ひとりの自己主張を受けてもらいつつ、安心して過ごす	○一人ひとりが安心して自分の気持ちを表現できるようにする	○保育者に思いを受けてもらいつつ、気持ちは表現する ○一人ひとりが安心して園生活を過ごし、その中で、十分に自己発揮できるようにする	○保育者や友だとのやり取りを通して、自分の仕方や態度を認め、自信を持てるようにする	○保育者や友だちに気持ちを楽しむ ○一人ひとりの気持ちに寄り添って、自分の仕方や態度を認め、自信を持てるようにする	○一人ひとりが周囲から認められ、集団の中で受け入れられているという安心感の中でも過ごす ○友だとの対話の中で、相手や自分の気持ちを受け入れたり、受けとめてもらいつつ、安心して過ごす										
教育	健やかにのびのびと育つ	○清潔になる心地よさを感じる ○自分の食べたいものを選び、手を伸ばして手づかみや食具で口に運ぶ	○身の回りの簡単な事を自分でやるよう気持が芽生える ○食器に手を添え、食具を使つて食事をしようとする	○生活の中で援助してもらえないから自分でできた事に喜びを感じる ○指先を使ってボタンかけや上着のファスナーの開け閉めをする	○身の回りを清潔にして、生活に必要な活動を自分でやるようとする ○全身を使った遊びを通して、体を動かす遊びを通して、走る、跳ぶ、投げるなどの動きを意欲的に挑戦する	○自分の体に心地をもち、異常を感じたら、自ら保育者へ知らせる ○体を動かす遊びを通して、走る、跳ぶ、投げるなどの動きを意欲的に挑戦する	○自分の体に心地をもち、異常を感じたら、自ら保育者へ知らせる ○手洗い、うがいをする習慣を身につける ○危険な場所や行動がわからず、気がつく	・健やかにのびのびと育つ									
		【C】スプーンを使う経験をする 【C】物をつまむ、つかむ力をつける 【C】積み木を(2～3個)積む 【R】首がすわり、座り返り、座る、這う、立つ、伝い歩きなどの動きができる	【C】片手でスプーンを持つ 【C】人差し指を使つ 【C】めくる、並べる、あわせる 【C】積み木を(2～3個)積む 【R】首がすわり、座り返り、座る、這う、立つ、伝い歩きなどの動きができる	【C】ビーズ、紐通しなどを通して楽しむ 【C】箸が持てる 【C】タイミングを合わせてじんけんをする 【R】歩く、走る、滑る、跳ぶなど全身を使った遊びを楽しむ 【R】道具を使って簡単な運動遊びを楽しむ	【R】バランス感覚と体をコントロールする力を身につける 【R】歩く、走る、跳ぶなど全身を使った遊びを通して、運動遊びを楽しむ 【R】運動器具を使って運動遊びを楽しむ 【R】簡単なルールのある遊びを経験する	【C】筆記具に合わせた持ち方ができる 【R】体をタイミングよくコントロールして運動遊びを楽しむ 【R】運動器具を使い積極的に体を動かす 【R】ルールのある遊びを楽しむ	【R】バランス能力を高める 【R】運動遊びを楽しむ 【R】運動器具を活用、工夫して遊ぶ 【R】ルールの中で競い合う楽しさや、皆で遊ぶ充実感を味わう △共有の道具、用具の整理整頓ができる										
	人間関係	○保育者との毎日の関わりの中で、信頼関係が生まれる	○自分と一緒に過ごす喜びを感じる ○安心できる環境の中で、友だちと関わったり、異年齢との触れ合いを楽しむ	○保育者や友だちとの関係を持つ、まねをしたり、自ら関わろうとする ○異年齢児との遊びを通して、開拓することの楽しさや優しい気持ちに触れる	○友だとの簡単なルールのある遊びを楽しむ ○自己主張に丁寧に援助される中で、気持ちをコントロールする力をつけていく ○園の生活の仕方に慣れ、決まりの大切さに気づく	○友だとの簡単なルールのある遊びを楽しむ ○園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう ○異年齢児との関わりを通して遊びを楽しむ	○身近な友だとの関係を深めるとともに、異年齢児とも関わり、思いやりや親しみを持つ ○社会生活における嬉しい習慣や態度を身につける ○してよいこと、悪いことが分かること ○友だらと折り合いをつけながら、遊び方やルールをつづつたりするようになる ○達成目的の実現に向けて、自分の力を出し、友だち力を合わせる楽しさを知る ○異年齢との関わりを通して、祖母の思いに気づいたり、関わる方を工夫しながら遊びを楽しむ	・・・・・社会的・道德的・自律性・同士生産性・性別平等の観点における芽生え									
		○身の回りの簡単な事を自分でやるよう気持が芽生える ○食器に手を添え、食具を使つて食事をしようとする	○自分の気持ちを相手に伝えたいために、相手の気持ちに気付けるよう仲立ちしていく	○生活の流れに見通しを持つこと、排泄や食事、着替えなどを主導的に行う姿を認めていく	○園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう	○異年齢児との関わりを通して遊びを楽しむ											

		乳児	1歳以上～3歳未満児	3歳以上児			幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿	
		(0歳児)	(1歳児)	(2歳児)	(3歳児)	(4歳児)	(5歳児)	
身近な人と気持ちが通じ合う	身近なものとの関わり感性が育つ	○安心できる人・物の環境の下、感覚や感情を豊かにする ○戸外に出ることを喜び、自然に興味を示したり、砂や土に触れる 【N】五感を使って様々な感触を感じ 【N】感触の違いがわかる 【N】身近な植物や生き物に興味を示す ←→【N】遊びや生活の中で五官を通して数の概念、かたちに触れる	○好きな遊具や玩具に興味を示し、さまざまな遊びを楽しむ ○戸外遊びや散歩の中、興味のある草花や生き物に触れ遊ぶ 【N】空間を認識して感じる ←→【N】季節の変化を感じる ←→【N】保育者と探索を楽しみ経験する 【N】遊びを通して数の概念、かたちに触れる	○身近な自然事象に気づき、好奇心、探究心が生まれる ○身近な自然に触れながら、形や色の違いに気づき、見立てて遊ぶことを楽しむ 【N】季節の変化や特徴に興味を持つ 【N】四季の特徴に気づく 【N】数を量としてとらえる 【N】遊びを通して数の合成・分解(1～10)を経験する	○身近な動植物に興味や親しみを持つことで、命の尊さ、不思議さに気づく ○木の実や葉っぱなど身近な自然に興味を持って遊べるように、遊びの中に取り入れようとする 【N】季節の変化や特徴を活動の中に取り入れながら、季節や自然の移り変わりを感じる 【N】四季の変化や特徴が分かれりそれぞれの季節のよさを感じる 【N】遊びを通して数の合成遊びをする	○日常生活や遊びの中で、文字、図形、標識などに関心を持つ ○生き物の世話やさまざまな自然物遊びに取り入れながら、生き物の大切さや季節の変化に興味を持つ 【N】季節の変化や特徴が分かれりそれぞれの季節のよさを感じる 【N】遊びを通して立体图形の名称、特徴に触れる	・自然思考力の芽生え、生命的の尊重 ・数量や图形、標識や文字への関心・感覚	
		○保育者との応答的な関わりの中で、言葉掛けに声を出したり、応えようとする ○保育者との信頼関係のもと、スキッピングをとりながら、多くの言葉に触れる 【C】浦音など自分で自分の要求を表現しようとする 【C】身近な人の声や言葉に興味を持ち聞く 【C】名前を呼ばれると返事をする	○自分の声や簡単な言葉で気持ちを表わそうとする ○保育者や友だちと簡単なり取りを楽しむ ○自分の好きな絵本を見つけ、練り返し聞いたりすること、言葉に触れ、言葉で表現する 【C】遊びを通して、身近な人の名前と会話を表現しようとする 【C】絵本や図鑑などで、身近なものと名前を一致させ、語彙を増やす	○生活や遊びの中で、語彙も増え、言葉のやり取りを楽しんだり、自分の意思や欲求を表現する ○絵本や紙芝居などを通して、言葉に触れ親しみを感じながら、形や色の違いで表現する 【C】遊びを通して、身近な人の名前と会話を表現しようとする 【C】絵本の絵や言葉のリズムを楽しむ ←→【C】絵本や図鑑などで、身近なものと名前を一致させ、語彙を増やす	○生活の中で言葉の美しさを感じたり、自分との会話を楽しむ ○挨拶など生活に必要な言葉を理解し、使う ○友だちと一緒に、人前で発表し、言葉で表現する楽しさを感じる 【C】絵本の中で、話を注意して聞き、話をする経験をする 【C】なぜ」「どうして」などの質問で遊びのなかで覚えた言葉を振り返す 【C】遊びを通して、発話と会話を増やす	○保育者や友だとの会話を楽しむ ○経験したことを、友だちの前で話すことで、喜びを共有する 【C】想像したこと話を聞く 【C】見聞したこと経験したこと、人から聞いたことを話す 【C】話の内容を記憶しながら、内容を理解しようとする 【C】絵本や物語に親しみ、読み聞かせを味わう（ひらがな50音が読める） 【C】まとめて話を聞くときは、正しい姿勢で座る 【C】正しい姿勢と発音で音読する 【C】遊びを通してカタカナに興味を持つ	・言葉による伝え合い	
		【本音】いろいろな色や形、リズムのある言葉 【本音】子どもの体験にあわせる 【本音】二語文程度の文章や擬音語、擬声語があり、リズムがある	【C】ひらがなに興味を持ち、自分の名前の文字が分かる 【本音】実体験や日常生活を舞台にした短い物語絵本 【本音】言葉や動作の練り返しがある 【本音】シンプルな物語の絵本 【本音】初歩的科学絵本	【C】いろいろな言葉の文字を怡い読みをする 【C】興味のある言葉の文字を怡い読みをする 【C】お話を展開を想像して楽しめる 【C】音楽を聴いて、歌ったり踊ったり自分で表現することを楽しむ 【C】いろいろな筆記用具や素材を使って描くことを楽しむ 【C】鉛筆の持ち方で描く 【C】なぞり書き（連筆）をする 【C】いろいろな素材を使い楽しむ 【C】平面から立体をつくる 【C】道具を使って制作を楽しむ	【C】興味が広がり、想像力も豊かになる、見たことや聞いたこともないことも、言葉と絵本で楽しめる 【C】位置を認知し、文字や数字を書く 【C】特徴をとらえて絵や形を描く 【C】友だちと協力してつくる 【C】自己表現力と丁寧さが見られる作品をつくり表現する楽しさを知る	・豊かな感性と表現		
		○さまざまな素材に触れ、全身で触感を楽しむ感性を育む ○練り返しのある言葉や絵本などを楽しみながら、盛んに指差しをする 【C】点描やなぐり描き（左右往復型）を経験する	○保育者と一緒に歌ったり、描いたり、身体を動かしたり様々な遊びや活動を楽しむ ○わらべ歌や季節の歌、手遊びなどを練り返し使う 【C】点描やなぐり描き（左右往復型）を経験する	○保育士や友だちと一緒に遊ぶ中で、自分なりのイメージを持って遊びを楽しむ ○友だちや保育者と一緒に歌ったり踊ることを楽しむ 【C】いろいろな筆記用具や素材を使って描くことを楽しむ 【C】鉛筆の持ち方で描く 【C】なぞり書き（連筆）をする 【N】いろいろな素材を使い楽しむ 【N】平面から立体をつくる 【N】道具を使って制作を楽しむ	○色々な素材や用具に、親しみ、友だちと工夫して遊ぶ ○自分の感じたままに表現する楽しさを知り、目的を持って自ら表現しようとする ○音楽を聴いて、歌ったり踊ったり自分で表現することを楽しむ 【C】描くことに興味を持つ 【C】塗る、書く、描くことができる 【C】遊びの中で文字や絵を書く 【C】簡単な形や文字を書く経験をする 【C】自分の名前や文字が書ける楽しさを知る	・自分のイメージや感覚したことを伝え合う楽しさや喜びを味わう ・自分の名前や文字、数字が書ける ・体を使って自由に表現したり、メリハリのある動きをするなど、意識して体を動かす		
		【N】保育者の援助により制作を楽しむ 【N】積み木やブロック遊びを楽しむ 【R】音や音楽が鳴ると喜ぶ 【R】歌や手遊びなどを通して音楽の楽しさを感じる 【R】音楽や音に合わせて体を動かすことを楽しむ	【N】紙や粘土を使って制作を楽しむ 【R】気に入った歌や音楽をくり返し聞く 【R】歌の印象的な部分に声や言葉を出せる 【R】簡単な楽器に親しむ	【R】いろいろな音色に興味を持ち聞く 【R】音の変化を楽しむ 【R】簡単な歌を楽しむ 【R】音楽や音に合わせて楽器を鳴らす楽しさを味わう	【R】いろいろな音色をよく聞く 【R】音に合わせて調子に合わせて動き、表現する 【R】好きな歌を歌うことを楽しむ 【R】保育者のリードで合奏を楽しむ	【R】さまざまな音やリズムに触れる 【R】音やリズム、メロディに合わせてリズム遊びをする 【R】伴奏に合わせて皆で歌う 【R】楽器演奏に興味を持ち演奏を楽しむ	・自分の健康に関心を持ち、必要な食品を選んで摂らうとする ・栽培、食事などを通して身近な存在に親しみを持ち、すべての命を大切にする心を培う	
		○お腹が空き、乳を飲み、離乳食を喜んで食べ心地よい生活を味わう ○いろいろな食べ物を見る、触れる、味わう経験を通して自分で進んで食べようとする	○いろいろな食べ物を見る、触れる、噛んで味わう経験を通して自分で食べようとする意欲が育つ ○バランスのよい生活をすることにより楽しくて食事をする	○食べ物に興味を持ち自分で食べようとする ○いろいろな種類の食べ物のや料理を知り、味わう ○実際に野菜に触れるなどの体験を通して、食材に興味を持つ	○食事に必要な基本的な習慣や態度を身につける ○慣れない食べ物や苦手なものの挑戦する ○身近な野菜を栽培、収穫体験をする	○健康と食べ物・食事の関係について関心を持つ ○調理をしている人に関心を持ち、感謝の気持ちを持つ ○簡単な調理を楽しむ	・日本の郷土料理や色々な種類の調理法があることを知り、食を楽しむ	
食を営む力の基礎		○家庭との連絡を密に取りながら離乳食を進め、完了食に移行する	○はじめて食べるもののや好みのものでも保育者の言葉を受け入れ少しは口にしている	○いろいろな食材に触れながら、食に興味を持つて食べる	○自分の食べられる量を知りながら、進んで食事をする ○三食群の意味を知り、体に必要な栄養素を知る			
健康支援		○看護師による保健指導(手洗い、うがいの仕方・排泄後の後始末・歯磨き指導など)	○感染性の病気についての予防注意喚起	○栄養士による成長曲線の管理、食事形態による相談(乳児)				
環境・衛生管理		○施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒、安全管理、自主点検	○全職員の挨拶					
災害への備え		○避難訓練(火災、地震、津波、不審者対応、入居施設合併避難訓練)	○通報訓練 ○消防点検、消火訓練(初期消火) ○防災備品、食品の備蓄					
安全対策・事故防止		○職員の救命講習(AED含む)	○施設ヒヤリハット ○事故記録 ○水遊び、プールの事故防止 ○アレルギー対策(説教・誤食) ○誤嚥 ○ロッカートイ倒防、桶上落下防止 ○SIDS確認、表記入					
研修計画		○保育所保育指針に対応した園内・園外研修 ○園内研修(OJT研修・保育内容、ケース会議など) ○配属前研修 ○社内研修(配属前研修から育成研修、半年後、1年後など) ○アドバンス研修 ○キャリアアップ研修						
特色ある保育		○実習保育実習集の活用及び実践 ○異年齢保育 ○本音の実践 ○えいごあそびプログラム ○入学準備プログラム ○食育活動(食事のマナー、三食群の意味、クッキング)						
自己評価		○指導計画案 ○日誌をもとに子ども、保育者の自己チェック実施 ○個人能力向上シートによる自己評価 ○保育士のための自己評価チェックリストによる振り返り						
子育て支援		○子育て支援行事・イベントの開催 ○子育て相談事業 ○ボランティア、インセンティブの受け入れ ○子育て情報提供						
幼保こどとの連携		○保育所児童保育要員を小学校へ送付 ○小学校見学 ○公開授業見学(職員) ○近隣の保育園、幼稚園、こども園、小学校との交流 ○幼保こどとの連絡会						
地域交流		○地域施設との交流(図書館、郵便局、商業施設利用等) ○地域公募利用とその利用者との交流 ○入居管理施設との交流(管理、警備、防災、清掃) ○入居施設会社の見学						

19 保育園の主な行事

*保育園ではお子さまの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。

保護者参加の行事や保護者会は、園でのお子さまの姿を見たり知っていただき、育児の参考にしていただく内容となりますので、是非ご参加ください。

*詳細な日程につきましては「年間行事予定表」を、年度当初に配布しています。

また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合も有りますので、ご了承ください。

月	保育行事 ✿ 保護者参加行事	健康・その他
4	✿ 入園祝い会（対象：新入園児保護者） 進級祝い会 ✿ 保護者会（対象：全クラス保護者）	<健康関係> ・身体計測 (毎月)
5	こどもの日会	・健診 0歳 月2回 1・2歳 月1回 3～5歳 年2回
6	水遊び開き ✿ ふれあい遊び（対象：0・1・2歳児）	・歯科健診 年2回
7	✿ 防災引き渡し訓練①（対象：全クラス保護者） 七夕会 ✿ 個人面談（対象：全クラス保護者 希望者のみ）	・尿検査 年1回 3～5歳児クラス
8	水遊び閉め 不審者訓練	・視力検査 年1回 4・5歳児クラス
9	✿ 防災引き渡し訓練②（対象：全クラス保護者）	
10	✿ 運動会（対象：3～5歳児） 秋のバス遠足 対象：4, 5歳児 ※10月を予定しています。	<その他> ・誕生会 (毎月)
11	✿ 保護者会（対象：5歳児クラス保護者）	・避難訓練 (毎月)
12	✿ 生活発表会（対象：3～5歳児） 不審者訓練 年末お楽しみ会	・防犯訓練 (年2回) ・保護者災害時緊急連絡訓練 (年3回)
1	✿ 防災引き渡し訓練③（対象：全クラス保護者）	・交通安全教室 (時期未定)
2	✿ 保育参加（対象：0・1・2歳児） 節分会 ✿ 保護者会（対象：全クラス保護者）	
3	ひな祭り会 ✿ 卒園祝い会（対象：5歳児） お別れ遠足（対象：5歳児）	

20 保育園の一日

(季節と成長に応じて、時間に多少変更があります。)

安全で清潔な環境の中で、お子さま一人ひとりが安心して生活し、日常の体験や遊びを通して生活に必要な習慣、自主性、社会性を身につけていきます。

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児
7:15		順次登園・観察(検温) 自由遊び		
9:30	オムツ交換 遊び	朝の会(出席調べ、歌、手遊び、絵本)		
10:00	オムツ交換	おやつ		
10:30	離乳食・ミルク 遊び	主活動(楽習保育活動)		
11:00	オムツ交換	昼食		
11:30		着替え・排泄		昼食
12:00	オムツ交換・検温 遊び	午睡	着替え・排泄	午睡 (※5歳児は時期により休息となる場合有り)
15:00	おやつ・ミルク	検温・排泄・手洗い おやつ	排泄・手洗い おやつ	
15:30	オムツ交換 遊び	自由遊び・楽習保育活動		
16:00	遊び オムツ交換		帰りの会	
17:00		自由遊び・順次降園		
18:16		延長保育 補食・夕食 自由遊び オムツ交換・排泄		
20:15		延長保育終了		

21 持ち物について

*入園までに学年に応じた持ち物をご家庭で用意ください。

*集団生活の中で使用します。紛失や間違いを防ぐために、全ての持ち物に（紙オムツや汚れ物入れのビニール袋にも）わかりやすい場所に、大きく名前を記入しましょう。

☆印は、年度途中で担任がお話してからお持ちいただく物です

	持ち物	詳細	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
毎日	リュック					○	○	○
	シール帳					○	○	○
	連絡帳	コドモン上で入力	○	○	○			
	お迎え登録	コドモン上で入力	○	○	○	○	○	○
	オムツ	少なくなったら 保育者からお声掛け	7枚程度	7枚程度	必要に応じて			
	おしりふき	少なくなったら 保育者からお声掛け	1パック	1パック	1パック			
	着替え	上着、ズボン、下着	3組	3組	3組	2組	2組	1組
	靴下	外遊び用(園置き用)	1足	1足	1足	1足	1足	1足
	靴	外遊び用兼避難靴	☆	○	○			
	エプロン	食事・おやつ用	2枚	2枚				
	おしぶり	食事・おやつ用	3枚	3枚	3枚			
	ガーゼ	ミルク用	2~3枚					
	水筒	午前中のみ使用し 空にして返却				☆	○	○
	着替え袋 (脱いた冬服が入る大きさ)	縦35cm×横30cm (もしくはエコバッグ)			☆	○	○	○
	コップ					○	○	○
週末	コップ袋	コップがゆったりに入る物				○	○	○
	汚れ物入れ (エコバックやスーパーの袋等)	スーパーの袋等 (水濡れしない物、下げられる物)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚
	ポケットティッシュ							☆
	ハンカチ							☆
	歯ブラシ					☆	☆	☆
週末	上履き					○	○	○
	バスタオル (午睡用)	(掛け・敷き用)	2枚	2枚	2枚	1枚 (掛けのみ)	2枚	2枚

○使用済み紙オムツは園で処分いたします。

○週末には、午睡用バスタオルを必ず持ち帰り、ご家庭で洗濯をしていただき、週明けに清潔な物をお持ちください。
※幼児クラスは上履きも持ちります。

◎必要な方は紙オムツのサブスクリプションサービスが利用できます。当園では、『おむつん（いとう教材社）』を導入しており、サービスをご利用の場合は、紙オムツとおしりふきを持参する必要はございません。また、コドモン保護者アプリ上のおむつん専用のリンクより、申し込み・お問い合わせ・解約・オムツのサイズ変更が可能です。詳細は別紙をご確認ください。

コドモン保護者アプリ→その他タブ→施設からのリンク集

毎日の服装について

髪は毎日洗髪をして清潔にしましょう。髪の長いお子さんは、きっちり結んでください。華美な髪止め、カチューシャは活動の妨げになります



爪は一週間に一度、チェックして短く切りましょう。自分だけでなくお友だちも傷をつける原因になります。ネイル等はNG

自分でできた喜びがお子さまを成長させます。自分で着脱のしやすい服、靴を選んであげましょう。

靴は、はき慣れた、足のサイズに合った運動靴を履きましょう。サンダル、ブーツは危険です。

薄着を心がけましょう！

健康なお子さまは、大人より1枚少なくが、ちょうど良い枚数です。厚着をさせると汗をかき、かえって風邪をひく原因となります。薄着に慣れさせ皮膚を強くして風邪をひきにくい体づくりの手助けをしましょう。下記の例を参考にして下さい。

ランニングシャツ 半袖下着



または



+

パンツ または オムツ



半袖シャツ



または



長袖シャツ

+



ズボン

ゴム入りのものにしてください。

裾は足の長さに合わせて調整してください

NGな服装



フード、紐付き



スカート



タイツ



膝が出てしまう
短いズボン

○ お子さまが歩けるようになりましたら、動きを妨げないようにロンパース（下着も含め）ではなく、上下分かれた衣服のご用意をお願いします。

お昼寝用コット バスタオルの作り方

コットのサイズ 0歳児 約 55 cm×100 cm

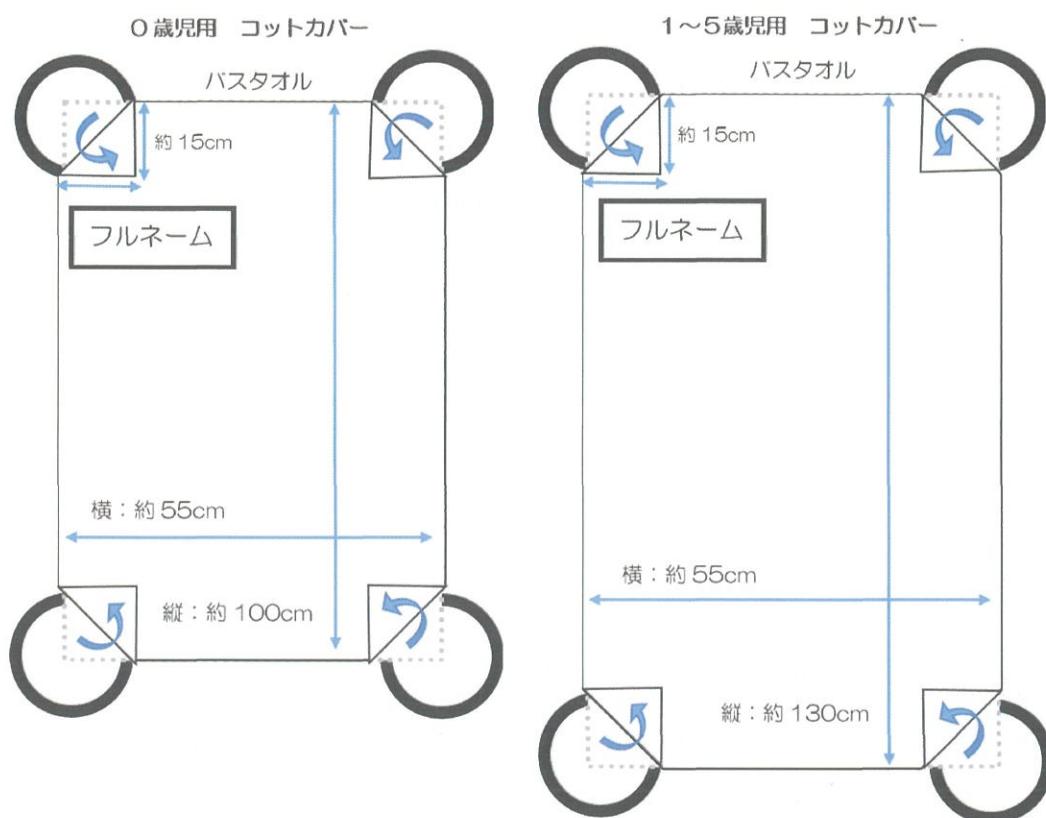
1～5歳児 約 55 cm×130 cm

1、バスタオルの四隅の角から 15cm ほどのところにゴムを輪にしてください。

(ゴムは 30cm 位の長さ、2.5 cm幅くらいの物が良いようです。伸びてたらその都度取り替えをお願いします)

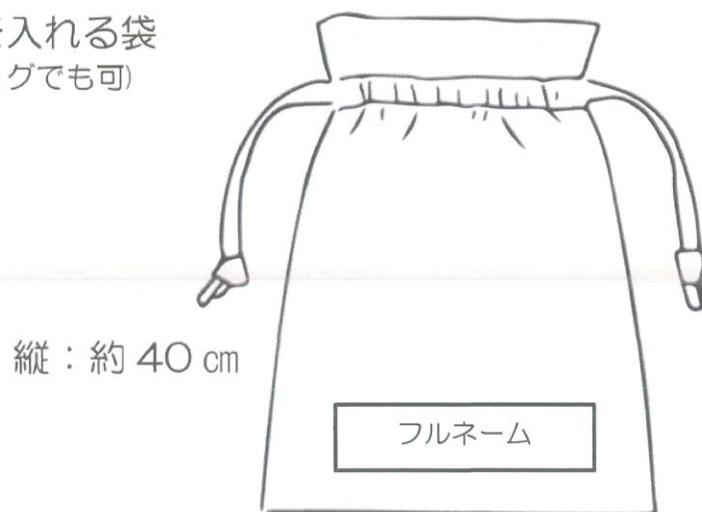
2、名前は左上に分かりやすく大きく記名するか、名前用の布を張り付けてください。

*バスタオルが大きい場合は、折り返して縫い付けてください。



着替えを入れる袋

(エコバッグでも可)



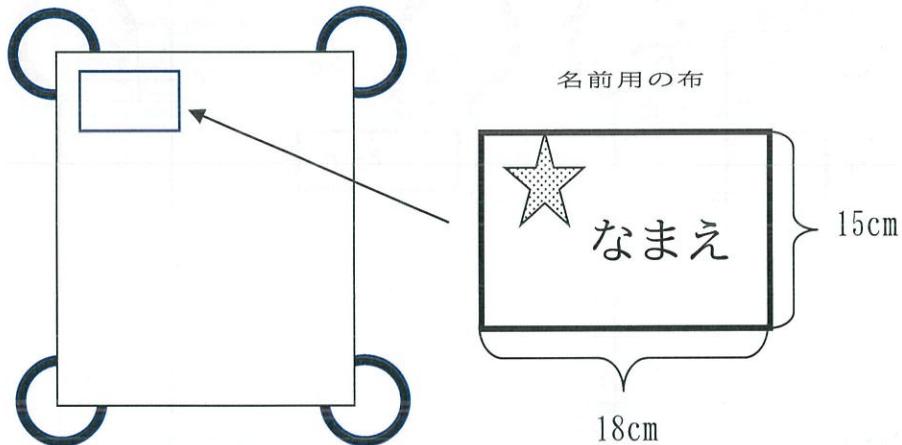
横：約 30 cm

3歳児クラス 敷シーツについて

令和7年度より3歳児クラスのお子さまに敷シーツを園で用意致します。名前付けや毎週末のお洗濯はご家庭でお願いします。
※毎年1学年づつ貸与します。

○シーツ名前の付け方

敷シーツ（表）



*名前用の布は各家庭で用意してください。

*氏名はひらがなでわかりやすく、油性マジックで書くか、又は縫いつけてください。

*名前の布は必ず手縫いで取り付けてください。

*毎週の洗濯に耐えられるよう、また色落ちしないようなものにしましょう。

*コット敷きシーツは退園、卒園時に返却してください。



◇戸外活動の際によく利用している公園や広場の場所やルートの他、公共施設やAED設置施設、道中のヒヤリハット等を記載しております。詳しくは園内に掲示しておりますおさんぽマップをご覧ください。

◇また、公園ごとに特徴や遊びの種類、周辺情報、ヒヤリハット等もまとめています(右図)。
休日のお出かけの参考に、ぜひご活用ください。



23 給 食

お子さまにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼児期は特に、日々の活動も激しく、からだが小さくても多くの栄養を必要とします。

そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

給 食 の 目 標

- 食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
- 食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
- 皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。



保育園給食について

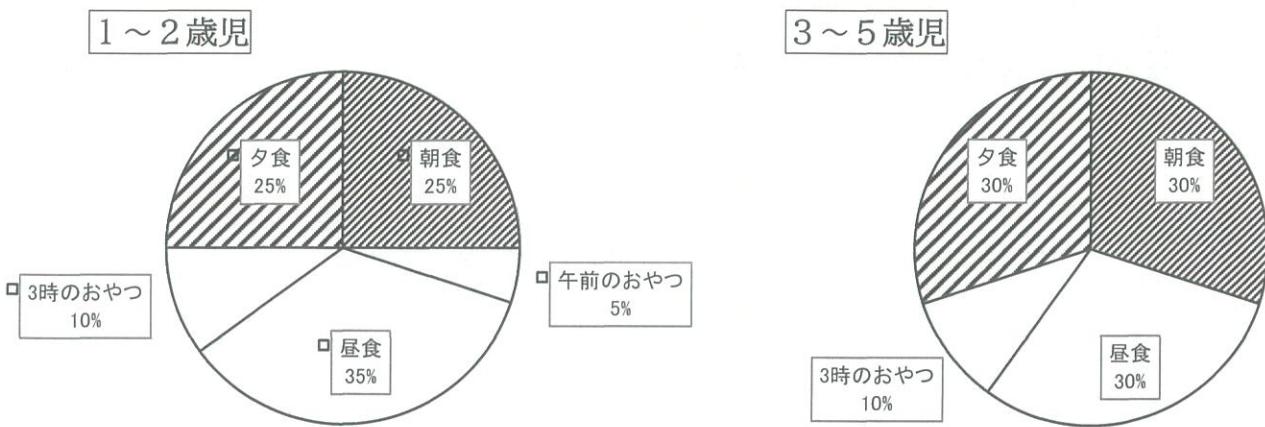
- (1) 給食は「昼食+おやつ」を基本とし、延長保育が必要なお子さまには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
- (2) 乳幼児は咀しゃくや消化吸收、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて給食を提供しています。離乳食は、(初期) 5~6か月頃、(中期) 7~8か月頃、(後期) 9~11か月頃、(完了期) 12~18か月頃を目安にしています。
- (3) 保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は40%を目指しています。
- (4) 新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。
- (5) 乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。
- (6) 乳幼児の食事時間は30~40分を目安としています。

給食と家庭の食事

食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。

次頁の図は、1日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。(色塗部分が家庭での食事) 家庭の食事もバランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

1~2歳児は、保育園で午前のおやつに牛乳(50ml)を飲みます。



※毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。

※毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。

※保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること（初摂取）がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

*一日の目安量 (単位: g)

働き	食 品	1~2歳	3~5歳	めやす量
働く力や体温となる	※ごはん	90~100 g × 3回	100~110 g × 3回	じゃが芋 1個 150 g
	いも類	40	50	砂糖 小さじ 1 3 g
	砂糖	5	7	油 大さじ 1 12 g
	菓子類	20	30	
	油脂	10	12	
からだの調子をととのえる	緑黄色野菜	80	80~100	ほうれん草 1 把 200~300 g
	その他の野菜	120	120~150	きゅうり 1 本 100 g
	海草	少々	少々	りんご 1 個 240 g
	果物	100	100	
からだをつくる	卵	30	40	卵 1 個 50 g
	肉	35	40	魚 1 切 80 g
	魚	35	40	豆腐 1 丁 300 g
	大豆製品	40	50	
	牛乳	300ml	250ml	牛乳 1 本 200ml

※ごはん 100 g (子ども茶碗1杯) と同じエネルギー量・食パン8枚切1枚、ゆでうどん100 g、乾スパゲティー40 g

食事発達のめやす表

区分	月年齢	食事発達のめやす	備考 ☆…調理形態 ★…年齢別ポイント
離乳食	4か月	チュッチュッ期（舌飲み） ・液体を飲むことができる	☆液体 ミルク、湯冷ましなど
	開始期から初期 5～6か月頃	ゴックン期（口唇食べ） ・くちびるを閉じてゴックンと飲み込む	☆ヨーグルト状やポタージュ程度
	中期 7～8か月頃	モグモグ期（舌食べ） ・舌と上あごでモグモグできるようになる	☆豆腐くらいの固さで、舌と上あごでつぶせる程度
	後期 9～11か月頃	カミカミ期（歯ぐき食べ） ・上下2本の前歯が生えそろう時期 ・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる	☆弾力のあるバナナくらいの固さで、歯ぐきでかみつぶせる程度
乳児食	完了期 12か月～ 18か月頃	パクパク期 ・離乳の完了 ・スプーンを持って食べようとする	☆肉団子くらいの固さで、歯ぐきでかみつぶせる程度
	19か月頃～ 2歳	・スプーンやフォークを使い一人で食べられるようになる	★主食、副食、汁物が交互に食べられるように働きかけましょう
幼児食	3歳	・はしが少しづつ使えるようになる	★落ち着いて一定時間で食べることを習慣づけましょう
	4歳	・はしが使えるようになる。 ・友達と食べる楽しさを知るようになる	★食べる時の姿勢、食器の正しい扱い方を教えましょう
	5歳	・自分で量をコントロールすることができる ・マナーが身につく	★食物とからだのつながりを知らせ、好き嫌いなく食べることができるようしましょう

24 健康管理

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。

保育園の生活を通して、ご家庭と一緒により良い健康づくりをしていきましょう。

早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるよう環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。

<一日の睡眠時間（昼寝を含むおおよそのめやす）>

年齢	1歳未満	1~2歳	3~6歳
時間	13時間以上	12~13時間	10~12時間

登園する前に

ご家庭でお子さまの体温を測定し、体調に変化がないか全身状態をチェックしましょう。



<こんな時は登園を控えましょう>

・発熱や呼吸器症状が認められた場合

※ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。

※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用後24時間ご家庭で様子をみてください。

・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合

・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出てている場合

・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの場合

・ご家庭で頭部附打撲などの大きな怪我をした時は、状況により登園を控えていただく場合があります。

清潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。

幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。



(1) 石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。

(2) 毎日入浴、洗髪をしましょう。

特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。

(3) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。

(爪の角はひっかかるないように整えましょう)



乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

SIDSとは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていないませんが、日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

- (1) 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。(医師の指導がある場合はそれに従いましょう。)
- (2) 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
- (3) 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。

※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

予 防 接 種

保育園など小さなお子さまの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。

予防接種で自己防衛とともに、集団の防衛力を強化することになりますので、
体調のいい時に積極的に受けましょう。



予防接種には、国が定期に接種を勧める「定期予防接種」と受けたい人が主治医と相談して有料で受けられる「任意予防接種」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種するようにしましょう。

＜こんなことに注意しましょう＞

- (1) 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくとよいでしょう。
- (2) 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
- (3) 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後30分は接種会場で様子をみるか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切なお子さまの健康を守るために、適切な時期に受けるようにしましょう。また健康診査を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。

感 染 症

感染症にかかり治癒後、登園時には感染症の内容に応じて「A 医師の意見書」または「B 保護者記入による登園届」の提出が必要です。

A「医師の意見書」の提出が必要な感染症

※「A 医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん 〔はしか〕	発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめ。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。	9~14 日	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの全身症状を伴う。咳、のどの痛み、目の充血を伴うこともある。	1~4日	症状が有る時期(発症前24時間から発病3日程度が最も感染力が強い)	症状が始まった翌日から5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナウィルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等	1~7日	発症後5日間	発症して後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経てから
風しん	発熱とともに、発しんが出て3~4日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。	14~21日	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消えてから
水痘 〔水ぼうそう〕	発熱とともに発しんが水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴。	14~21日	発しん出現1~2日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 〔おたふくかぜ〕	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛みがある。	14~21日	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	咳、痰、発熱が2週間以上続く	1ヶ月以上	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがなくなってから
咽頭糸状膜熱 〔プール熱〕 アデノウイルス性咽頭炎	急に高熱がある。咽頭炎、目の充血がひどい。	5~7日	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 〔アデノウイルス8型等〕	涙目、目の充血、目やにが多い(膿のような目やに)	2~14日	発症後2週間	医師により感染の恐れがないと認められてから(結膜炎の症状が消失してから)
百日咳	熱はほとんどなく、夜間に咳をするのが特徴。咳は一回出はじめると連続して出る。10~20回コンコンして、最後にヒューと息を吸う。乳児では無呼吸になることがある。	7~14日	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌 感染症 〔O157.O26.O111等 ペロトキシン産生大腸菌〕	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便。発熱は軽度	3~8日	便中に菌を排出している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間を開けて連續2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 〔サルモネラ・キャンピロバクター・ペロトキシン非産生大腸菌〕	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便。発熱は軽度	細菌により 様々	便中に菌を排出している間	症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから
急性出血性 結膜炎	急性結膜炎で結膜の出血が特徴	1~3日	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される間	医師により感染の恐れがないと認められてから
髓膜炎菌性 髓膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	主に4日以内		医師により感染の恐れがないと認められてから

B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細かい発しんがでる。苺舌、口角炎がある。発しんのあと、皮膚がむける。	2~5日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	抗菌薬内服後24~48時間経過していること 治療の継続をしていること
マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳になり次第に激しくなる。	14~21日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状で始まり、手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発疹が出る。	3~7日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 〔リンゴ病〕	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹がでることもある。	10~14日	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 〔ノロ・ロタ・腸管アデノウィルス等〕	下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、だるくなるなど全身症状が悪くなりやすい。	原因により 様々 1~3日	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌、食欲不振となる。	3~6日	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴(ゼコゼコ) 呼吸困難など。	2~8日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状がなくなり、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	小さい水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れ、体の正中を越えない。	不定	水疱を形成している間	すべての発しんがかきぶたになっていること
突発性発しん	突然高熱が2~3日続く。解熱後、細かい発しんが出て、2~3日で消える。	約10日	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされ、湿しんなどをかきこわし細菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆみが強い。	2~10日	水をもった発しんがある間(効果的な治療開始後24時間)	治療を開始後、発しんが乾燥しているか、おおえる程度のものであること
アタマジラミ	多くが無症状であるが、頭をかゆがることがある。	10~14日	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症				

- 感染症にかかった時は施設内での流行を防止するため、登園のめやすを守り、健康状態が十分に回復してから登園して下さい。
- 感染拡大を防止する観点から、嘔吐物・便・尿・血液等の体液で汚れた衣類等は、施設内で洗浄せずにビニール袋で密封してお返しします。
- 家庭内で感染症が発生した場合は、必ず園にお知らせ下さい。
- みなと保健所から感染拡大を防止するための指示が出ている場合は、そちらの指示に従って下さい。

※提出書類は港区ホームページからダウンロードできます。

子ども・家庭・教育>子ども・家庭>子育て支援施設>保育園>申請書ダウンロード>
令和5年度>入園時、入園後の提出書類>4その他

A 医師の意見書

(あて先)

保育園長

園児名

病名

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので

年 月 日 から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育園受取

年 月 日

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を考慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご判断くださいますようお願いいたします。感染症が回復し登園できる日が決定した段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後 3日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後 3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後 5日間	発症した後 5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5日を経過してから
風しん	発しん出現の前の 7日から後 7日間くらい	発しんがきえてから
水痘（水ぼうそう）	発しんができる 1~2 日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫れが発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス性咽頭炎	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2日経過してから
流行性角結膜炎 (アデノウイルス 8型等)	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 (0157. 026. 0111 等 ベロトキシン産生大腸菌)	便中に菌を排泄している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎（サルモネラ・ キャンピロバクター・ベロト キシン非産生大腸菌）	便中に菌を排泄している間	症状がないか、下痢などの症状がおさまり全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髓膜炎菌性髓膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症		

B 保護者記入による登園届

(あて先)

保育園長

園児名

年　月　日　に　　医療機関名

において

病　名

と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。

年　月　日

保護者名

印又はサイン

保育園受取　年　月　日

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1日間	全身の状態が良く抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・ 腸管アデノウィルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ヒトメタニューウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること（かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる）
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。

発症した日（発熱等が始まった日）は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日間までの3日間をお休みします。

※発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。お子さま一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。

熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

原則として5日間は登園不可									
発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
〈例1〉 発熱2日目に解熱				解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
〈例2〉 発熱4日目に解熱						解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	

<保護者記入欄>

以下のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過したため、
登園可能であることを報告いたします。

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C

※体温は、その日の最高体温をご記入ください。

保育園での与薬(薬を飲ませること)について

港区では保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。以下の趣旨をご理解いただき、ご協力を願っています。

薬に対する基本的な考え方

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。

主治医からお子さまに処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪などで受診し、登園が可能とされたものの、内服薬や皮膚貼付薬(皮膚に貼って皮膚から吸収させるタイプの薬)が処方されたときは、以下のことについて必ず医師にご相談ください。

- 1 お子さまの保育時間や保育園では原則として薬を預かってもらえないことを医師に話し、家庭で服薬できる処方にしていただく。
- 2 皮膚貼付薬は、保育中に剥がれ、誤飲事故につながる可能性があります。登園前に剥がしてもよいか、あるいは内服に切り替えることはできないか。

保育時間内に薬を使用しなければ、健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合においてのみ、保護者から依頼を受け、保育園職員が与薬を行います。

〈与薬できる薬について〉

- 1 長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬
- 2 以下のいずれかに該当する場合
 - ① 心臓・腎臓などの慢性疾患
 - ② けいれん性疾患、アレルギー性疾患
 - ③ 慢性皮膚疾患などの軟膏類
 - ④ その他医師が必要と認めたもの

保育園で薬をお預かりするときの注意事項

- 1 保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限ります。
薬の内容が変更されたときは再提出をしてください。
- 2 「薬剤情報提供書」を添付してください。
- 3 主治医の処方した薬に限ります。市販薬は対応いたしません。
- 4 薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。
また、必ず保育園職員に直接手渡しで預けてください。

ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

25 利用者に対する保険・保障について

保育園の管理下において児童が災害にあった場合、港区たまち保育室では、「日本こども育成協議会総合保障」(引受保険会社：損賠保険ジャパン日本興亜株式会社)の適用が可能ですが、給付に当たっては保険会社の審査があります。

傷害保険

ケガによる死亡・後遺障害補償金	200万円
ケガによる入院保険金日額	3,000円
ケガによる通院保険金日額	2,000円

賠償責任保険

身体賠償 財物賠償	1名/1事故/期間中 10億円
--------------	-----------------

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、保育園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う公的給付制度です。

港区では、全保育園児が加入し、共済掛金については全額、区が負担します。

「災害共済給付制度」の詳細については、【独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ】別紙をご覧ください。

受診をするときは

保育園の管理下で、災害にあわれた時には、すぐに保護者の方に連絡します。受診の際は、検査や治療について保護者の方の承諾が必要となりますので可能な限り同伴をお願い致します。緊急の場合や保護者の方の同伴が困難な場合は、看護師・園長又は、保育園職員が対応を致します。

保険証のマイナンバーカード移行に伴う、受診時の対応について

受診をした場合、一旦園にて治療費の全額負担をいたします。その後、保護者の方に領収書をお渡しいたしますので、1～2日以内に受診先で手続きをしていただき、返金された現金を園へお返しください。

※重要な個人情報が多くあるため、マイナンバーカードならびに医療証・保険証とそのコピー等のお預かりはいたしません。あらかじめご了承ください。

26 緊急時・非常災害対応

1. 「緊急時対応」について

お子さまの様子が急に変わったり、怪我や事故などの緊急事態が起こったりした時には前もって提出する「勤務状況届及び園児引き取り者名簿」を基に、保護者が決める緊急連絡先や病院に、すぐに連絡をします。また、連絡がつかない時や緊急の時には園の判断で救急（119番）へ連絡をします。

*搬送先の病院では、診察を受ける時に、選定療養費・時間外選定療養費を支払うことがあります。金額は病院で違います。ご理解、ご了承ください。

（1）【安心伝言板】 株式会社小学館アカデミー

◇配信する情報

- ・地震等の災害発生：引き取り確認、避難情報等
- ・臨時休園等の情報：大型台風、新型コロナウイルスによる臨時休園や再開情報等
- ・不審者の出没：注意喚起情報等
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などの情報
- ・行事の実施連絡：運動会の中止や変更などの情報

*登録に必要なQRコードは事務室にお尋ねください。

◇訓練：1年に3回程度、保育園からの発信で配信訓練をしています。

（2）「緊急メール配信システム」について

港区では災害時や緊急時、園内の行事などで急な連絡の必要がある時に、前もって登録した保護者のメールアドレスに、区か保育園から安否情報や緊急情報を配信します。その時、登録者に「迎えの可否」などを確かめるアンケートを実施しますので回答してください。（一斉配信なので、園児一人ひとりの安否情報などの提供はしません）

◇配信する情報

- ・地震等の災害発生：引き取り確認、避難情報など
- ・臨時休園などの情報：大型台風などによる臨時休園や再開情報など
- ・不審者の出没：注意喚起などのおしらせ
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などのお知らせ
- ・行事の実施連絡：運動会の中止や変更などのお知らせ

◇登録方法：園のID番号が必要です。別紙を参照し登録してください。

◇訓練：1年に1,2回、保育園からの発信で配信訓練をしています。

(3) 防犯対策について

- ◇不審者訓練 1年に2回 不審者対応訓練をしています。
- ◇グランパーク警備センター等への通報訓練

(4) 「災害用伝言ダイヤル」について（NTT東日本）

大災害が起こった時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル171も使用します。「171」をダイヤルし、利用ガイドに従って伝言の再生をしてください。

保育園の電話番号は 03-5484-6088 です。

2. 「災害対策対応」について

港区は、保育園などお子さまが多数滞在する児童施設で「児童施設災害時行動マニュアル」を作りました。児童施設の特徴を考えて、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、お子さまの安全確保、避難誘導、情報連絡、お子さまを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性などについての行動要領をまとめています。さらに、施設特徴（児童施設の種類など）、地理的特徴（海拔・立地条件）、地域特徴（住宅・商業地域、周辺道路・建物状況）などの違いも考えて、当園で「個別施設編」を作っています。保育園では、定期的に災害などを想定した訓練をし、防災意識を高めるとともに、お子さまの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

(1) 訓練（地震・火災・津波・複合型など）について

- ◇毎月1回、園児と一緒に避難訓練をしています。
- ◇1年に3回は、保護者と一緒に引取り者訓練をしています。その他、訓練の時には是非ご参加ください

○避難について

- ◇グランパーク内は「地区内残留地区」に指定されています。

※地区内残留地区とは…震災時火災の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区のこと。

◇津波発生時に関して

港区たまち保育室（グランパーク）は、巨大地震が発生しても、津波侵入の可能性は極めて低いと考えられます。但し、津波侵入の可能性がある場合は、垂直避難を行います。管理事務所及び館内放送に従い、『グランパークプラザ棟4階 会議室』に避難・待機します。

◇火災発生時に関して

保育室内での火災発生や火災に伴う建物の損壊、周辺で火災が発生し、延焼被害が想定される場合で、施設内に留まることが危険と判断される場合には、『グランパークビルタワー棟前広場』（通称、グランちゃん像前広場）に一時的に避難します。

◇避難先に関して

災害発生時の避難先については、安心伝言板、緊急メール配信システム（港区すぐメール）、たまち保育室入口への掲示等でお知らせします。

（3）園児の引き渡しについて

- ◇園児は、直接保護者への引き渡しを基本とします。引き渡しの際は、必要事項を記入した「災害時お引渡しカード」をもって、引き渡しをいたします。
- ◇保護者が来られない場合は、「勤務状況届及び園児引き取り者名簿」の代理人を確かめて引き渡します。
- ◇必ずクラス担任に確かめてからお引き取りください。職員に無断でお子さまを連れ帰らないでください。

（4）引き渡し場所

- ◇保育園で可能な限り引き渡します。
- ◇防災機関からの避難命令か、園が被害を受けた時には、地域集合場所または広域避難場所で引き渡します。
- ◇避難移動中は、お子さまの引き渡しはしません。しかし、保護者に理由がある時は、誘導責任者に申し出てください。

○港区たまち保育室の避難場所

1 地域集合場所

グランパークビルタワー棟前広場

津波想定時避難場所

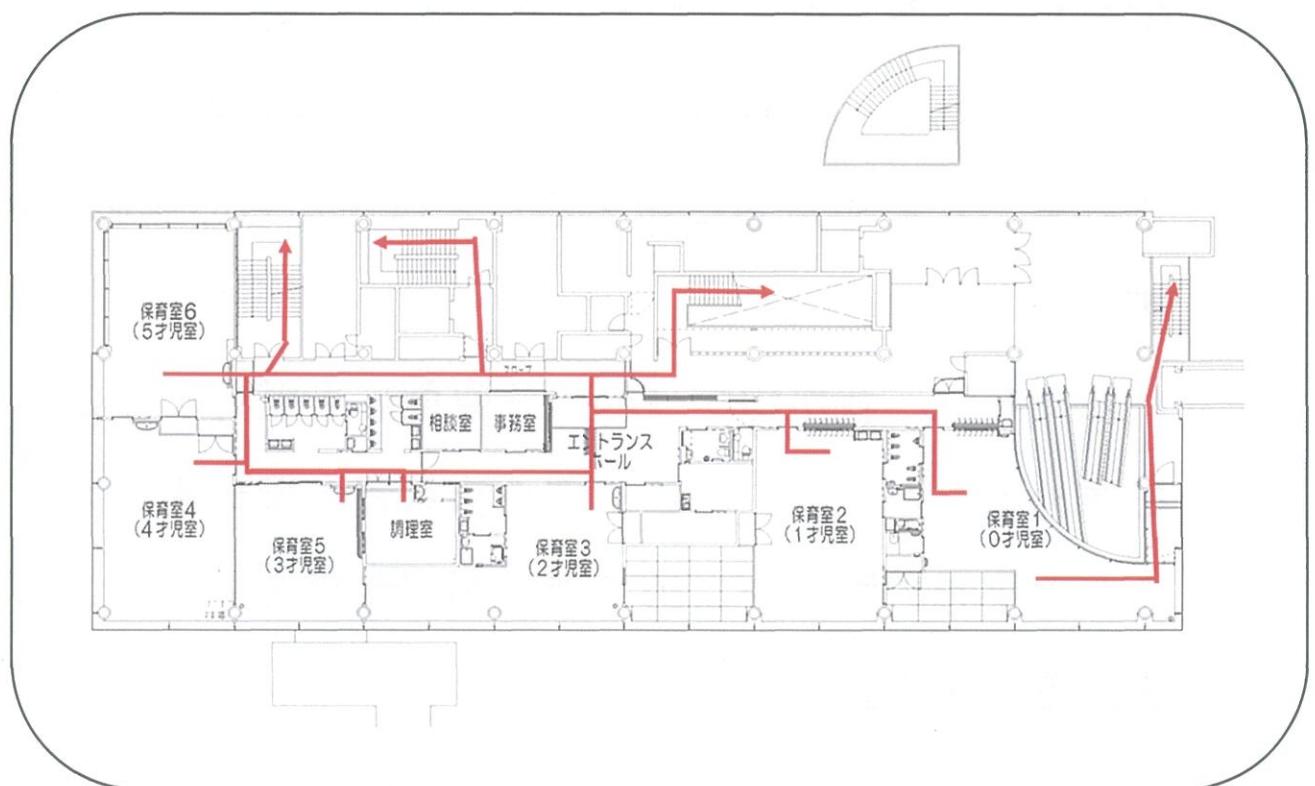
プラザ棟(保育室の上)4階会議室

2 広域避難場所

地区内残留地区なので広域避難場所はありません

※万が一施設内に残留できない事態が生じた場合は、【 芝浜小学校 】に避難を予定しています。

避難経路



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区